



広報

FUKAURA

ふかうら

No.433

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

おたふくかぜ予防接種 費用を助成します

町では、おたふくかぜの発症及び重症化防止、集団での感染防止と子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として、おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成します。予防接種を行い、お子さんの健康を維持しましょう。

※おたふくかぜ予防接種は任意接種で、法律上の義務はありません。保護者の方が判断し、接種をお願いします。

◆助成対象者及び助成内容

○町内に住所を有する1歳から3歳未満のお子さん

○1人1回5,000円まで

◆申請時に必要なもの

① 接種日及び予防接種名が確認できる領収書の原本

※領収書にワクチン名が明記されていない場合は明細書を添付

② 接種済を証明する母子健康手帳または医療機関が発行する予防接種済証の写し

③ 振込先の口座番号が確認でき

る通帳またはキャッシュカードの写し

◆申請方法

① 医療機関窓口で接種費用を支払い、領収書の発行を受ける。

② 接種終了後、保健センター・役場町民課・両支所にある「深浦町おたふくかぜ予防接種助成金交付申請書」を記入する。

③ ②の申請書と上記の申請に必要なものを窓口へ提出する。

◆助成対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

◆助成の申請期限

令和6年3月31日まで

□問合せ先

健康推進課

Tel 82-0288

自動車税種別割の

口座振替について

県では、自動車税種別割の口座振替の申込みを受け付けています。

令和5年度分から口座振替を希望される方は、納税者本人の通帳と

預金届出印を持参のうえ4月28日

までに、取扱金融機関又は地域県民局県税部にお申込みください。

（すでに口座振替を申込みされている方でも、自動車の買換えやナンバー変更により申込内容が変更となった場合は再度申込みが必要です。）

なお、令和2年4月以降振替分から、口座振替済通知書及び自動車税種別割納税証明書を送付しないこととしました。

車検更新の際は、運輸支局等において自動車税種別割の納付確認を電子的に行うことができます。そのため、自動車税種別割納税証明書の提示が省略できます。

（ただし、振替直後の車検更新には納税証明書が必要となる場合があります。）

県ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/012_kouzaindex.html

□問合せ先

西北地域県民局県税部 納税管理課

Tel 0173-34-2111

(内線205)

「若者等住宅整備支援補助金」のお知らせ

深浦町への移住促進や若年世代の定住促進を目的に、若者等世帯（新婚世帯、子育て中の世帯）や移住世帯が、町内において行う住宅整備（新築・購入、リフォーム）費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

【新築または購入の場合】

- ・住宅の新築工事費または購入代金の25%以内
- ・上限50万円

【リフォームの場合】

- ・深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の対象となった経費（リフォーム工事費）の5%以内
- ・上限10万円

※深浦町住環境リフォーム推進事業補助金とは別に補助します。

◆若者等世帯とは

世帯の代表者またはその配偶者が45歳未満であつて、次のいずれかに該当する方の世帯とします。

- ① 婚姻後5年以内の新婚夫婦

- ② 18歳以下の子どもを扶養し、その子どもと同居する方

◆補助対象者

移住世帯または若者等世帯を代表して住宅を整備した方。ただし、リフォームについては、若者等世帯と同居する方（親等）がリフォーム工事の実施者（深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の交付対象者）の場合も対象となります。

◆補助金申請時期

以下のいずれかに該当する日から1年以内の期間で、各要件を満たす場合に申請いただけます。（事前にご相談いただくことをお勧めします）

【新築または購入の場合】

取得した住宅の所有権保存または所有権移転登記完了日

【リフォームの場合】

深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の確定通知日

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係
Tel 74-2122

民間賃貸住宅入居者を支援します

若者等世帯（新婚夫婦、子育て者）が、民間住宅を賃貸して入居する費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

【新婚夫婦の場合】

- ・家賃から住宅手当を減額した額の2分の1相当額（1,000円未満端数切捨て）
- ・上限1万5千円

【子育て者】

- ・家賃から住宅手当を減額した額の2分の1相当額（1,000円未満端数切捨て）
- ・上限2万5千円

◆若者等世帯とは

世帯の代表者またはその配偶者が45歳未満であつて、次のいずれかに該当する方の世帯

- ① 婚姻後5年以内の新婚夫婦
- ② 18歳以下の子どもを扶養し、その子どもと同居する方

◆民間賃貸住宅とは

住宅の所有者等との間で賃貸借契約を締結し居住するための

住宅。ただし、次に掲げる住宅を除く。

- ① 公営住宅等の公的賃貸住宅
- ② 社宅、寮等の事業主から貸与を受けた住宅
- ③ 夫婦の3親等以内の親族が所有する住宅

◆補助対象者

4月1日以降に世帯全員が賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅に入居、住所を有しており、5年以上当町に居住する意思があること。

◆補助金支払方法

上期（4月～9月）及び下期（10月～3月）の2回に分けてまとめて指定口座へ振込予定

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係
Tel 74-2122



風車部材輸送のお知らせ

深浦町で施工中の風力発電所建設工事において、津軽港から深浦町の国道101号及び西海岸広域農道の間で風車建設部材の夜間輸送を開始します。

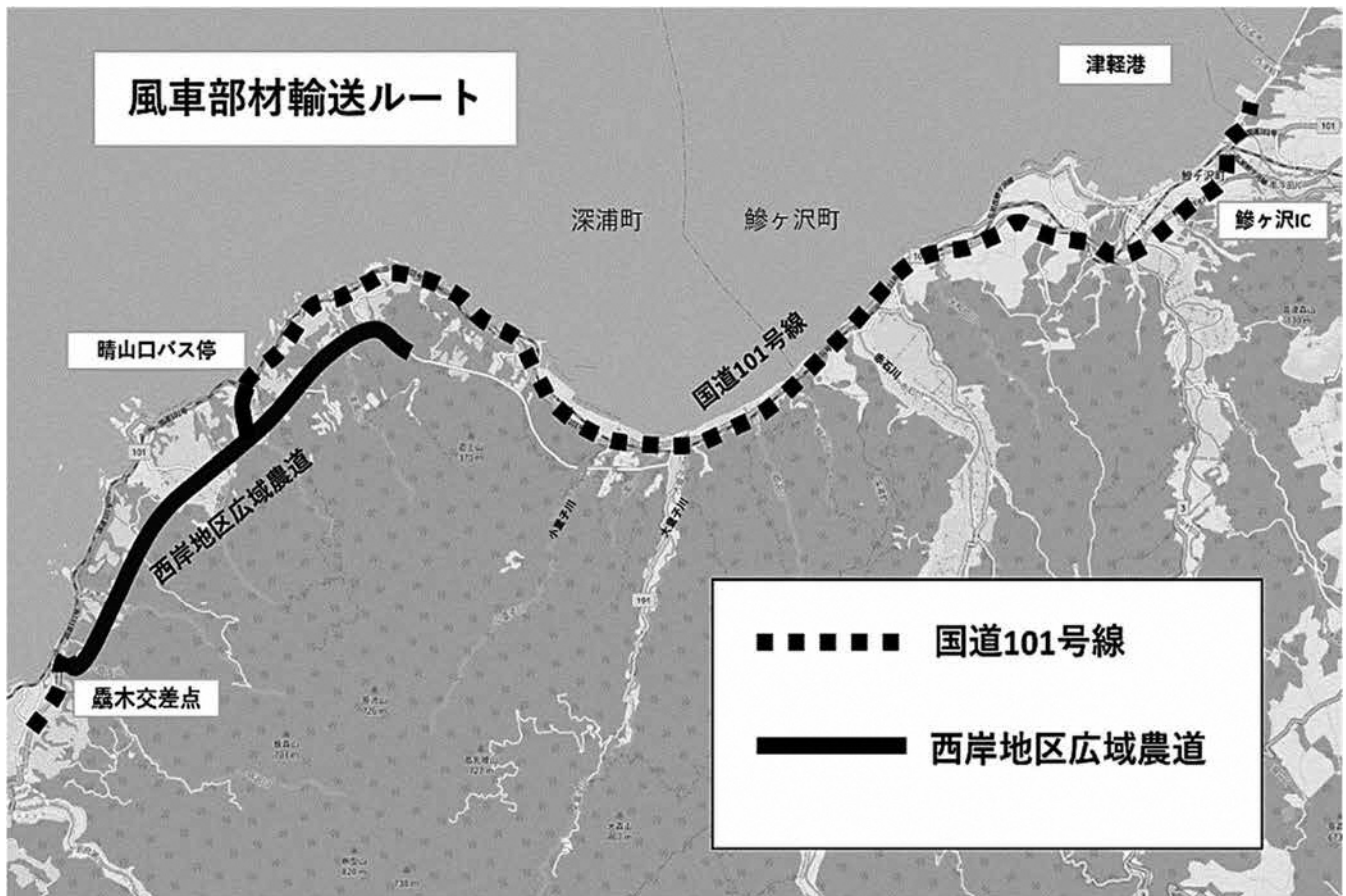
期間は、令和5年5月上旬から11月上旬を予定しており、夜間輸送中には通行規制を行いますので皆様のご協力をお願いします。

夜間輸送中は、通行止めではございませんが、輸送車両の通過を待つていただくことがあります。また、輸送計画については、事業の進捗状況により変更となる場合がございますので予めご了承ください。

【輸送計画】

時間帯：午後9時から午前6時

回数：1日あたり2～3台（予定）



□問合せ先 建設水道課 TEL：74-4413
施工者：(株)大林組 TEL：82-0901

子宮頸がん・乳がん個別検診を 集団検診に先駆けてスタートします

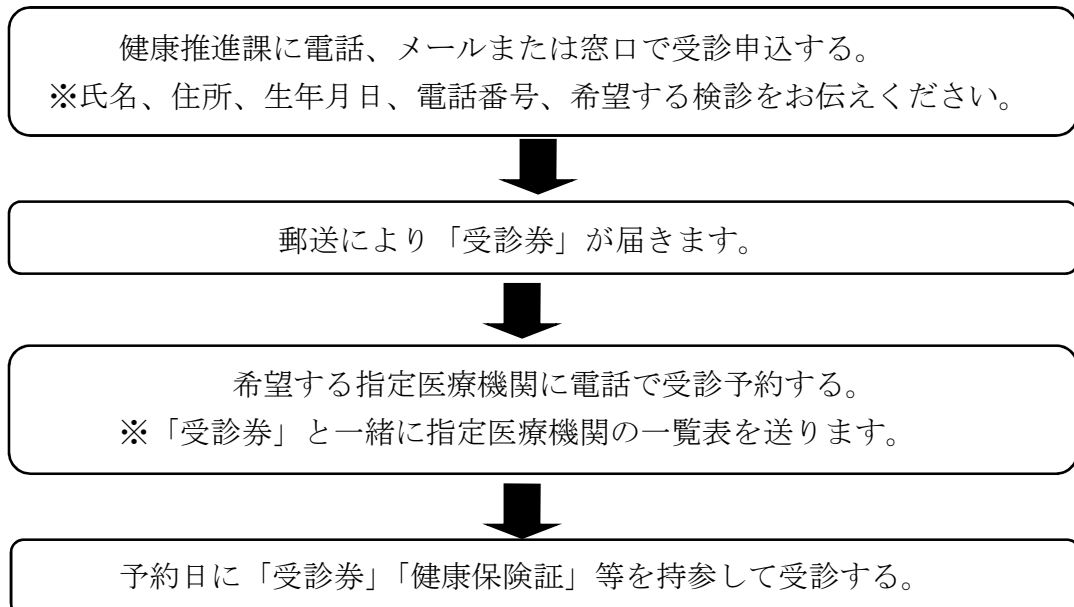
子宮頸がん個別検診、乳がん個別検診を4月からスタートします。
つがる市、五所川原市、弘前市の医療機関で受診できますので、希望される方は健康推進課へお申し込みください。
がん検診は、定期的な検査が必要です。
がんの早期発見・早期治療のために、検診を受診しましょう。

■対象者等

検診種別	対象者	検査内容	検診費
子宮頸がん	令和5年度に20歳以上で偶数歳の方	細胞診	無料
乳がん	令和5年度に40歳代～50歳代で偶数歳の方	マンモグラフィ 2方向	
	令和5年度に60歳以上で偶数歳の方	マンモグラフィ 1方向	

※令和5年度に奇数歳で、昨年度受診していない方も対象です。

■受診方法



□申込・問合せ先

健康推進課（深浦町保健センター内（深浦診療所隣り））

TEL：82-0288 E-mail：fukaura-health01@town.fukaura.lg.jp

令和5年度 つがる西北五広域連合病院事業 医療職員採用試験

■ 採用試験

◎令和5年6月25日（日）実施 受付期間：4月17日（月）～6月2日（金）

職種	採用予定人員	受験資格
看護師・助産師	45名程度	昭和54年4月2日以降に生まれた方で左記職種の免許を有する方 又は令和6年4月30日までに免許を取得する見込みのある方
診療放射線技師	2名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた方で左記職種の免許を有する方 又は令和6年4月30日までに免許を取得する見込みのある方
臨床検査技師	3名程度	

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の職種及び第1回試験で募集人数に達しなかった職種については、令和5年10月15日（日）に第2回試験を実施します。

8月上旬に第2回採用試験の案内を当広域連合ホームページ等にて掲載予定です。

■ 採用日

令和6年4月1日

※詳細は、つがる西北五広域連合ホームページ（<http://www.tsgren.jp/>）をご確認ください。

■ 申込・問合せ先

つがる西北五広域連合病院運営局人事課

住所：〒037-0074 青森県五所川原市字岩木町12番地3 つがる総合病院3階

TEL：0173-26-6363（内線2327）

固定資産課税台帳の縦覧及び閲覧を実施します

町では、行政の一層の透明化、固定資産税評価及び課税の一層の適正化のため、令和5年度固定資産課税台帳の縦覧及び閲覧を次の日程で行います。

自分の所有している土地・建物の評価を知る良い機会です。特に前年不動産を売買された方や、家を新築又は増築された方などは、縦覧及び閲覧するようお勧めいたします。

<縦覧期間> 4月1日（土）から5月31日（水）まで ※土・日・祭日を除く

<閲覧期間> 4月1日（土）から1年間

<縦覧及び閲覧時間> 午前8時15分から午後5時まで

<縦覧及び閲覧場所> ・税務会計課 ・岩崎支所 ・大戸瀬支所

—縦覧とは—

町に固定資産税を納めている人、又は納めている人からの委任状持参の方が土地の所在・地番・地目・地籍・価格及び家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格を他の土地や家屋と比較して見ることができる制度です。

—閲覧とは—

町に固定資産税を納めている人、又は納めている人からの委任状持参の方が自分の土地及び家屋の評価額等を見ることができる制度です。

—お願い—

家屋等を取り壊した場合は、必ず家屋滅失（取壊し）申告書を提出してくださるようお願いいたします。家屋滅失（取壊し）申告書は税務課及び各支所にありますのでお気軽にご相談ください。

□問合せ先 税務会計課 固定資産係 TEL：74-2114

令和5年度予防接種のお知らせ

予防接種を受けて、大切なお子さんを様々な感染症から守るとともに、感染症の流行を防ぎましょう。接種する際は、予診票、母子健康手帳、健康保険証を必ずご持参ください。

【 予防接種一覧 】

ワクチンの種類	対象期間	標準的な接種期間	接種回数
1歳までに接種しておきたい予防接種			
ロタウイルス感染症 （ロタリックス）	生後6週～24週	生後2ヶ月～14週6日未満 （初回接種）	2回 27日の間隔
ロタウイルス感染症 （ロタテック）	生後6週～32週		3回 27日の間隔
H i b : ヒブ 初回	生後2か月～5歳未満	生後2～7か月未満	3回（27日以上の間隔） 標準間隔 27～56日 ※接種開始年齢により回数が異なる
小児用肺炎球菌 初回	生後2か月～5歳未満	生後2～7か月未満	3回（27日以上の間隔） ※接種開始年齢により回数が異なる
四種混合 I期初回	生後2～90か月未満	生後2～12か月未満	3回（20日以上の間隔） 標準間隔 20～56日
B C G	1歳未満	生後5～8か月未満	1回
B型肝炎	1歳未満	生後2～9か月未満	3回 2回目：1回目接種から27日以上 3回目：1回目接種から139日以上
1歳になったら接種する予防接種			
麻疹風疹混合I期	生後12～24か月未満		1回
H i b : ヒブ 追加	生後2か月～5歳未満 （I期初回接種後7か月以上）	初回接種後 7～13か月後	1回
小児用肺炎球菌 追加	生後2か月～5歳未満 （生後12か月以降）	初回接種後60日以上 あけて1歳以上1歳 3か月未満	1回
四種混合 I期追加	生後2～90か月未満 （I期初回接種後6か月以上）	I期初回接種後 12～18か月後	1回
水痘	1歳以上3歳未満	1歳以上1歳3か月未満	2回 3か月以上の間隔 標準間隔 6～12か月
3歳になったら接種する予防接種			
日本脳炎※I期初回	生後6～90か月未満	3歳	2回 6日以上の間隔 標準間隔 6～28日

広報ふかうら（お知らせ版）⑦

4歳になったら接種する予防接種			
日本脳炎※Ⅰ期追加	生後6～90か月未満 (Ⅰ期初回接種後6か月以上)	4歳 (Ⅰ期初回接種後1年後)	1回
保育園の年長児になったら接種する予防接種			
麻しん風しん混合Ⅱ期	小校入学前の1年間(保育園の年長児)		1回
小学生で接種する予防接種			
日本脳炎※Ⅱ期	9～13歳未満	小学4年生	1回
二種混合	11～13歳未満	小学6年生	1回
中学生で接種可能な予防接種			
HPV(サーバリックス)	小学6年生～高校1年生	中学1年生	2回 2回目:1回目から1ヶ月 3回目:1回目から6ヶ月
HPV(ガーダシル)※			3回 2回目:1回目から2ヶ月 3回目:1回目から6ヶ月
HPV(シルガード)※ (令和5年4月1日追加)			2回(15歳未満) 6ヶ月以上あける 3回(15歳以上) 2回目:1回目から2ヶ月 3回目:1回目から6ヶ月

※日本脳炎は、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方は、特例として接種できます。対象となる方には、個別に通知を送付します。

※HPVは、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方は、特例として接種できます。特例者は、令和7年3月31日まで接種可能です。

指定医療機関	電話番号	曜日	時間	備考
深浦診療所	0173 82-0337	診察日は接種可能です。日時の指定はありません。※予約の際に日時を確認してください。		予約は1週間前まで
あじがさわクリニック (鱈ヶ沢町)	0173 72-5200	月～金	8:00～11:30、15:00～18:30	完全予約制 日・祝日接種不可 ※不定休
		土	8:00～11:30	
七ツ石内科(鱈ヶ沢町)	0173 72-2879	月～水、 金、土	8:30～13:00、14:30～18:00	事前予約必要
こどもクリニックおとも (五所川原市)	0173 39-2151	インターネット予約(予約日が接種可能日となります。)ホームページをご覧ください。 予約サイト https://www.otomo-clinic.net		予約は前日12時まで
ねもとクリニック(能代市)	0185 52-8777	月、火、 木、金	8:30～10:30、14:30～15:30	予約は1週間前まで
		水、土	9:00～10:30	
石川こどもクリニック (能代市)	0185 52-8558	月、水、金	9:00～11:00、14:30～16:30	事前問合せて、受付時間後も対応可能
		木	9:00～11:00	

☐問合せ先

健康推進課 TEL: 82-0288

町有ドーザを売払います

町では、下記公用車を一般競争入札により、売払います。

1 入札に付する物品及び予定価格

登録番号	青森00る2515
車両名	三菱ドーザ 8t級
初年度登録年月	平成6年11月
乗車定員	2名
車台番号	1YK02263
総排気量	4.39L
燃料の種類	軽油
累計走行距離	25,631km（令和5年3月10日現在）
アワーメーター	3,876h（令和5年3月10日現在）
車検満了日	令和4年9月17日
自賠責保険満了日	令和4年11月20日
その他	車検、自賠責保険なし（期限切れ）

2 入札参加資格制限

(1) 入札に参加する者は、次に掲げるいずれかの要件を満たしていなければならない。

- ア 深浦町に所在する法人
- イ 深浦町に在住する個人事業主

(2) 次に掲げる者は、前項の要件を満たしていても、入札に参加することができない。
また、代理人としても参加することができない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった日から3年経過していない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及び第6号に規定する団員又は暴力団員が実質的に経営を支配している会社等

3 事前車両確認

当該車両公開を次のとおり実施する。

なお、事前公開に参加せず入札に参加する場合も、事前公開における車両について了知しているものとみなす。

- ア 日時 4月27日（木） 午後3時まで
- イ 苗代沢ゲートボール場「ハッピードラッグ付近（大字深浦字苗代沢26-1）」

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時 4月28日（金） 午前9時00分
- (2) 場所 深浦町役場2階中会議室

5 落札者の決定

入札者のうち最高金額のものを落札者として決定する。
なお、落札者となるべき価格で入札した者が2人以上あるときは、くじで決定する。

6 入札保証金 免除とする

7 契約書作成の要否 否

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。

9 契約の締結 落札の日から5日以内とする。

10 売買代金の納入

町が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに全額納付する。

11 留意事項

- (1) 落札に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 代理人が出席する場合は、委任状を提出すること。
- (3) 入札に参加する資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 物品の引渡しは、代金納入後町保管場所において行う。
- (5) 当該物品の納入後に発生する必要経費（当該物品の運搬費用、車検費用、自賠責保険料、名義変更、ナンバー変更ほか）及び危険負担については、全て購入者側の負担とする。

12 落札者への禁止事項

- (1) 契約後5年間転売の禁止

□問合せ先

深浦町 建設水道課 建設係
TEL：74-4413

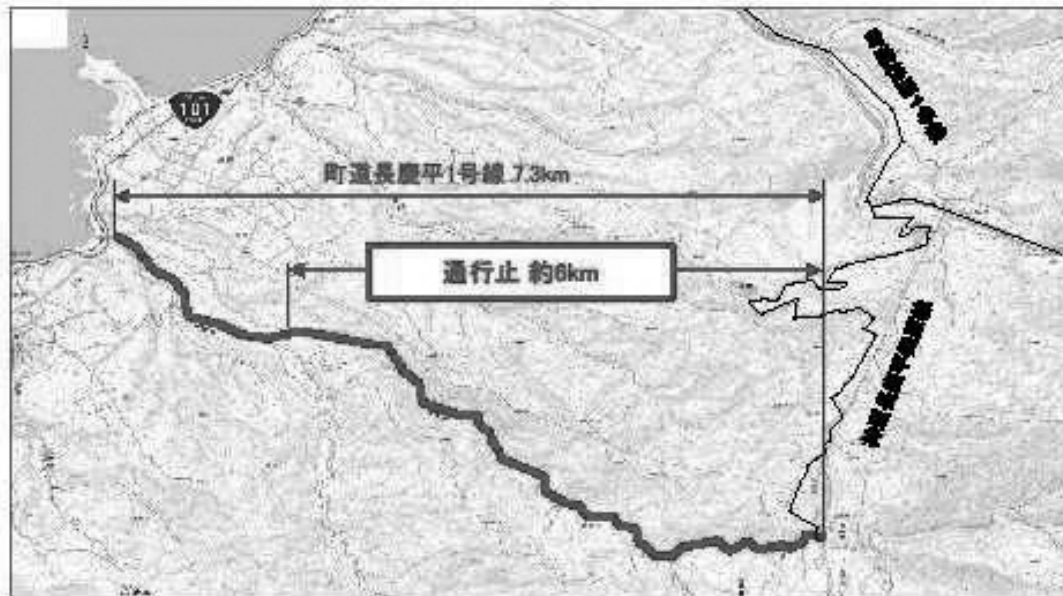
長慶平1号線の通行止について

令和4年8月豪雨の影響で大規模な被害を受けた「町道・長慶平1号線」の復旧工事が開始されますので、下記工事期間中は「通行止」となります。

迂回路は、林道長慶平松原線、町道仁瀬線をご利用ください。

記

1. 通行止の期日 令和5年4月24日(月) 正午から令和5年10月31日まで



【復旧工事にあたって】

- ①工事の進捗状況によっては、通行止の期間が変更となる場合がございます。
- ②林道長慶平松原線を通行の際は、カーブが連続しますので、運転には十分注意してください。
- ③岩崎方面に向かう場合は、町道仁瀬線をご利用ください。
- ④復旧工事終了後は、令和4年度同様に冬期間は、除雪を行い通行できるようにします。（林道長慶平松原線と町道仁瀬線は冬季間通行止めとします。）

【問合せ先】

役場 建設水道課・建設係 電話 0173-74-4413